

(対策 I) 内装仕上げの制限

① 建築材料の区分

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発生	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない 発生速度 5 μ g/m ³ h以下	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発生建築材料	5 μ g/m ³ h ~20 μ g/m ³ h	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発生建築材料	20 μ g/m ³ h ~120 μ g/m ³ h	F☆☆	
第1種ホルムアルデヒド発生建築材料	多い 120 μ g/m ³ h超	旧E ₂ 、Fc ₂ 又は表示なし	使用禁止

※1 μ g(マイクログラム):100万分の1gの重さ。発生速度1 μ g/m³hは建材1m²につき1時間当たり1 μ gの化学物質が発生されることをいいます。

※2 建築物の部分に使用して5年経過したものについては、制限なし。

※3 JASでは、F☆☆☆☆のほかに「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」などの表示記号もあります。

規制対象となる建材は次の通りで、これらには、原則としてJIS、JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。

木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など

② 第2種・第3種ホルムアルデヒド発生建築材料の使用面積の制限

第2種ホルムアルデヒド発生建築材料及び第3種ホルムアルデヒド発生建築材料については、次の式を満たすように、居室の内装の仕上げの使用面積を制限します。

$$\frac{N_2 S_2}{\text{第2種分}} + \frac{N_3 S_3}{\text{第3種分}} \leq A$$

S_2 : 第2種ホルムアルデヒド発生建築材料の使用面積
 S_3 : 第3種ホルムアルデヒド発生建築材料の使用面積
 A : 居室の床面積

居室の種類	換気回数	N ₂	N ₃
住宅等の居室(※)	0.7回/h以上	1.2	0.20
	0.5回/h以上0.7回/h未満	2.8	0.50
上記以外の居室(※)	0.7回/h以上	0.88	0.15
	0.5回/h以上0.7回/h未満	1.4	0.25
	0.3回/h以上0.5回/h未満	3.0	0.50

※ 住宅等の居室とは、住宅の居室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室、家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場をいいます。上記以外の居室には、学校、オフィス、病院など他の用途の居室が全て含まれます。